

# 愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針の

## 一部改正の概要について

### 1 はじめに

愛知県では、より一層人にやさしい街づくりを進めるため、平成16年12月に人にやさしい街づくりの推進に関する条例を改正し、特定施設の整備に関し最小限の措置を定めた基準に加え、より円滑に利用できるようにするための望ましい基準を定めることとしました。

その基準として、「愛知県人にやさしい街づくり望ましい整備指針」（以下「望ましい整備指針」という。）を、平成20年1月に策定しました。

～人にやさしい街づくりの推進に関する条例（抜粋）～

（整備基準の遵守義務等）

第11条 特定施設\*の新築若しくは新設、増築又は改築（中略）をしようとする者は、当該特定施設（中略）について、次の各号に掲げる特定施設の区分に応じ、当該各号に掲げる別表に定める高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な特定施設の構造及び設備に関する措置の基準（以下「整備基準」という。）を遵守しなければならない。（以下略）

2 知事は、特定施設を高齢者、障害者等がより円滑に利用できるようにするため必要があると認めるときは、特定施設の新築等の際に適合させることが望ましい特定施設の構造及び設備に関する措置の基準を定めることができる。（以下略）

※特定施設：多数の者が利用する一定範囲の施設

### 2 改正の理由

望ましい整備指針は、技術開発の進展及び整備の考え方の変化に対応して、その内容を発展させていくものであり、平成24年度、国において、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準\*（以下「建築設計標準」という。）の改訂が行われたことなどを踏まえ、今般、改正を行うものです。

※高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

平成24年7月に改訂され、主に建築主や設計者等にバリアフリー設計の考え方や基準の適用方法、優良な設計事例などを紹介するためのガイドライン。（国土交通省編集、人にやさしい建築・住宅推進協議会発行）

### 3 主な改正内容

#### ①建築設計標準の改訂に伴う改正

- ・多機能便房への利用者の集中を軽減するため、機能分散を促すこと。
- ・駐車場において、車いす用リフト付き車両等に対応するために天井高さの確保及び車いす使用者用駐車場の適正利用の促進を行うこと。
- ・児童、乳幼児連れ利用者に配慮した項目を追加すること。

#### ②望ましい整備指針検討会\*<sup>1</sup>での意見による改正

- ・便房で聴覚障害者が緊急通報を認識できるように、フラッシュライト等を設置すること。
- ・敷地内通路及び廊下等において、長い傾斜路は原則設置しないこと。

#### ③「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の一部改正」に伴う改正

- ・オストメイト対応設備を規則と整合すること。